

2 市川市物品購入に関する審査会運営要綱

(設 置)

第1条 物品購入に係る入札・契約の透明性及び適正かつ公正に資するため、市川市物品購入に関する審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査の対象)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議するものとする。ただし、市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第229条の規定により締結する単価契約については、この限りではない。

- (1) 1件当たりの購入予定額が2千万円を超える物品購入に関する指名業者及び随意契約予定業者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げる物品購入の一般競争入札に係る資格要件に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、会長が審査を必要と認めた事項。

(組 織)

第3条 審査会は、会長、副会長及び審査員をもって組織する。

- 2 会長は管財部長、副会長は管財部次長とする。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を統理する。
- 4 会長が不在なときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長が不在なときは、会長から事前に指名を受けた審査員がその職務を代理する。

(審査員)

第4条 審査員は、企画部次長、財政部次長、保健部次長、街づくり部次長、教育振興部次長の職にある者をもって充てる。

- 2 前項の審査員が不在なときは、あらかじめ当該審査員が指定した職員が、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じ、審査会に関係職員を出席させることができる。

(会 議)

第5条 審査会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、審査員（前条第2項の規定により審査員の職務を代理する者を含む。）の過半数以上の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数以上の同意を得て決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、軽易な案件の審査であるとき又は会議を召集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、会議による同意を得ての決定に代えて、会長までの決裁により決定することができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、当該案件に関係のある所属長等を出席させ、説明を求めることができる。

(業者の選定等の審査)

第6条 第2条各号に定める事項の審査は、市川市物品購入業者資格要件等設定要領その他関係基準に基づき行うものとする。

(事務局)

第7条 審査会の事務は、管財部契約課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 審査会に出席した関係職員は、会議内容について秘密を保持しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年度4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。